

経験科学としての刑事学の位置決定

ハンス・エー・ゲッピンガー

須々木 圭一 訳

講演のテーマの表現方法は、すでに、前もって、探るべき結論を明らかにしている。すなわち、刑事学 (Kriminologie) は純粋な経験科学であるという理解が、これである。刑事学は人間の領域および社会の領域にあって犯罪の発現、遂行、阻止に関係するところの諸事情を取り扱う。このことは、決して自明のことではなく、刑事学の位置決定をすること自体、わずかな数十年前以前にあっても、人びとに強い衝撃を与えるものであったと思われる。

今日、われわれにとって自明のことではあるが、人びとは、窃盗を働いた者をただ拘禁するだけでは満足せず、その犯罪行為について、また、刑罰の必要性や効果について、「何故」の問を発する。しかし、人びとは、かつて、その点にかんしほとんど考えることをしなかった。人びとは、かかる社会の擾乱者

に刑罰を科すことによって自らを守り、しかも、そのばあい、周知のごとく、死刑および身体刑が主たるものとされていた。やがて、時代を経るにつれて、人間を公開で火刑に処したり、笞でたたいたりすることが時代にそぐわなくなったとき、自由刑や財産刑がそれらの刑罰にとって代った。しかし、依然として、犯罪や犯罪者をつつむ人間的・社会的諸事情は、学問的研究の対象ではなかった。

もちろん、われわれは、フェリ、タルド、リストの刑事学的問題設定を看過することはできない。しかし、刑法学者たちが「刑事学」は刑法の補助科学であるとするとき、人びとは、ただそのように考えることで満足していた。ごく最近にいたるまで(おそらく今日でも同様である)、刑事学は、社会的に正しく通用するものとはなっておらず、数年前までは、刑事学の講座

は、適当な刑事学者がみあたらないという理由で、仮りに、刑法理論家の手にゆだねられていた。——医学でこれを替えるならば、神経学の講座が細菌学者の手にゆだねられていたようなものである。

他方において、刑事学の講座に招かれた者は、その講座の領域を刑法や刑事訴訟法にまで拡張することを要求した。しかし、いづれにせよ、刑事学に従事し、刑事学研究所の設立まで考えた刑法学者が、刑事学のために、刑事法の法律家としての資格を放棄したというはなしは、いまだかつて聞いたことがない。これらのことは、すべて、例えば、ドイツにおける刑事学の立場をよく物語っている。刑法学者たちは、刑事学の必要性についてとはや争わない、そして、それが経験科学であることも強調する、しかし、刑法学者たちは、刑事学を手離すことを望まず、また、少なくとも、これに対する影響力を持ちつつけようとしている。人びとは何を考えているのであろうか、背後に心配があるというのであろうか、刑事学は刑法学者の持分の一部を奪い取る、それどころか、刑法理論家と肩を並べて指導権を要求することがありうる、とでも考えているのであろうか。

おそらく、そこに縄張り争いがないとは言えないであろう。その場所、伝来的な刑法学が、人間にかんする学問の総合的發展を理由として、自己防衛の立場に立っていることは確かだ

ある。おそらく、このような社会学的な見方をとれば、戦後、連邦共和国において、刑法の講座数が著しく増加し、その間、四〇ないし五〇を数えるようになったのに対し、それと同じ期間中に、主としてまたは専ら刑事学にかかわる講座は、わずかに四講座の創設をみたにすぎないということも、理解することができるであろう。かかる状況からして、まさに、刑事学は刑法学者の側からみれば根本的に刑法学に附接する周縁的存在にすぎないと考えられていることが、帰結されうるのである。

かくして、従来、しばしば、刑事学の資格授与は刑法の資格授与をとまなうという慣行が存在した。このようなことは、すべて、まさに、ドイツにおける理論刑法学の地位ということから説明しうるところである。自然科学の知識により、また、われわれの社会が産業社会へと発展しわれわれの世界意識や生活意識にそれと結びつく様々の帰結をもたらしたことにより、ほとんどすべての学問分野に変化がもたらされたそのごとく、刑法学にも、この変化は認められ、ごく部分的に立法や判例のあたりでそれが受け入れられてきたが、しかし、要するにそれだけのことで、徹底的な構造的変革はみられなかった。

それ故、人びとは、ただ徐やかに、そして、その際、ほとんどが危懼を心にいだきながら、刑事学研究的必要性を承認した。もちろん——わたくしはとくに強調しておきたい——経験

的刑事学にたいし、感謝に値する寛容さを示し、存在科学的調査を可能のかぎり支援した刑法学者や法学部（例えば、チュービンゲン大学法学部）もある。しかし、一般的には、刑事学が刑法学者の手中にあるのは自明のことだとする点で、なお、さしあたり、刑事学の研究方法および刑事学の刑法にたいする關係にかんし、いまだ統一的な見解は存在しない。

もし、人びとが、実務上すでに以前から保持しえないものとなっている個々の学問領域の伝来的な限界に執着しないとすれば、刑事学を、刑法学と同様に、社会秩序のなかにある人間を取り扱う学問の一つに数えざるをえないであろう。その場所で、刑事学の課題は、次のとおりである。すなわち、個別的または一般的に、秩序ある社会的共同生活を乱す諸關係を探索し、一般的予防として、または、犯罪におちいった者の再社会化の意味において、犯罪防止の方策を探索すること、これである。

刑事政策の課題は、この知識を、価値關係的な法原理の全体構造と調和させることにある。ここにおいて、刑事学者は、法律家と遭遇する。ただし、法律家たちは、みずからの立場で、一方において犯罪の規範的限界づけ、解釈、理論的構造分析を取り扱かい、他方において犯罪訴追上の、また行刑上の諸規則を取り扱うものだからである。

このように見れば、刑事学は、刑法の基礎科学である。刑事学が、ドイツにおいて、しばしば、多少とも第二義的な補助科学とみなされたということには、すでに示したごとく、歴史的な理由がある。しかし、わたくしは、ある科学が他の科学に比べて補助科学であるかそれとも基礎科学であるかなどということ論するのは、無用であると考ええる。かつて、医師たちは、様々の神秘的なものがつきまとうため見きわめ得なかった自律的存在を自然科学の扶けなしに扱いましたが、その診断や治療の点で自然科学に新しい知識を仰いだということは自然科学をいやしめることになるなどと、決して考えはしないであろう。わたくしは、かつて、癲癇（Erbus seen）をとりあげたことがある。今日、医師たちは、他の学問領域が病氣やその治療さらにはその予防の探索に貢献することを喜んでゐる。個々の学問領域が噛み合わさるばあい、とくに、経験科学の領域の事項がそうなるばあいには、それ故、基礎科学と補助科学とを区別することや、ある科学の他の科学にたいする地位の重要性を議論することなどは、たいして意味がない。しかも、同じ科学が、総合的科学的分野にあってある点では補助科学とみられ、他の点では基礎科学とみられるということもある。むしろ、われわれの求めるべきことは、自己の学問的関心事を探索するにあたり、利用すべきあらゆる方策を用いて、より広い認識に到

達することである。

刑事学者にとつては、経験的視点から、犯罪者と關係するすべてのこと、および、法秩序ないし社会秩序から非難される挙動と關係する当該犯罪者における諸事情と結びつくすべてのことが、關心事となる。これには、個々の犯罪の研究が属するばかりでなく、さらに、犯罪的挙動を利用するものまたは阻止するものの法則性、またはその單なる標識の探求も含まれる。しかし、そのためには、現在および過去の要因をとらえることと併せて、犯罪行為後の、有罪判決後の、ばあいによつては行刑中の、社会生活復帰後の、観察や調査が必要である。それ故、研究領域は、犯罪の前地、犯罪自体、制裁とその効果、犯罪者の再社会化の場面にまで及ぶ。

刑事学の學問的關心事の広さを知るとき、人びとは、ただちに、一つの學問的原理の視角のみからする一つの考察方法は、この分野において、多少とも犯罪の現實に接近すべく十分のものでなく、とつうことに気がつく。間領域的科学 (interdisziplinäre Wissenschaft) である、とつうこと、これが、經驗的刑事学の運命である——そして、それは、累積的學問に存するあらゆる可能性をもつと同時に、あらゆる危険をも伴うものである。

この限りでは、經驗科学的刑事学が刑法学とほとんど關係するところがないにもかかわらず、少なくともドイツでは、刑事学の講座は、法学部に設けられている。しかし、經驗的刑事学の研究方法は、法学部に設けられている。しかし、この部門は、必然的に、伝來的な法学部の他のあらゆる法律部門の學問的性格より有りうべき困いの外に置かれ、そして、その限りでは、むしろ、医学部か哲学部にふさわしいとも考えられる。ただし、それらの学部では、元來相異なる研究方法を持つさまざまの學問領域が共存しているからである。——しかしながら、刑事学が法学部にその根をおろすということは、歴史的にみて首尾一貫するばかりでなく、その対象の点からしても、きわめて活動的であると考えられる。

法律家にとつて、いまや、自己の基盤たるこの領域の存在を自覺し、その研究を促進することは、およそ避けがたいことである。もつとも、法律家自身は、自らの教養の性格からして、刑事学の領域ではごく一面的な見方しかできず、ごく限られた範囲内ではしか刑事学的研究を行なうことができず、そして、それ故、その刑事学的意図は多少とも刑事政策の近辺を動くにすぎないであらう。しかし、そのことは別論としても、刑事学が、その理論体系的または法哲學的拘束から自由であることに努めるならば、刑事学に基盤を提供する種類の學問領域を、いわば

その領域に本来的な義務づけに煩らわされることなく利用する
ということは、まさに、刑事学にとって利益でありうる。刑事
学の基盤をなす学問領域とは、まずもって、人類生物学、精神
医学、心理学(社会心理学および教育学を含む)、社会学および
統計学であるが、さらに、それらの刑事学による平面的な総合、
そして、また、立体的な総合が、必要とされるのである。

ここには、間領域的(interdisziplinär)かつ複合的な科学
としての含蓄ある刑事学にとって、まさに根本的な問題が存在
するように思われる。刑事学は、社会学、心理学、精神医学な
どに関心を寄せなければならないが、これと逆のことは成り立
たない。刑事学は、自己と結びついてはいるが自己と同一でな
い上述の諸科学から、自己にとって必要な領域を奪いとる、し
かし、これと逆のことは成り立たない。単なる社会学的な、ま
たは心理学的な、さらにはまた、いわゆる深層心理学的な理論
などにまぎれこみ、または、それらの理論に源を発しあたかも
人間が、それ故にまた犯罪者が、単なる社会的存在であるかの
ように、または単なる内面的な緊張などにもとづいてあるかの
ように考える刑事学は、社会学または深層心理学の一断面では
あっても、刑事学と呼ぶべきものではない。

われわれは、そのようなことを、アメリカで、印象的に体験

する。そこでは、分化的適合にかんするサザランドおよびクレ
ッシーの理論にたいし、一部の者は全く一面的に賛同し、支配
的な社会学は、明らかに、これのみをもってしては犯罪を説明
するに十分でないという考えに行きつくことがなかった(または、
そのような考えを承認しまいとした)。独自の経験的研究に
もとづいてこれと対決したグリュック夫妻は、結論的に、社会
文化的諸条件が犯罪の発生にとって全てであるというあの犯罪
社会学者のかかげた主張にたいし、「もしそうだとすれば、豚
の耳から絹のサイフを作ることだってできるだろう」という感
想を付して、評釈を加えたことであった。

深層心理学的仮説については、われわれは、例えば、ライク
の見解をあげることができる。すなわち、彼は、フロイトに与
して、すべて人間には、一般的な罪責感の結果、ある種の受罰
欲求が存在する、と主張する。そして、かかる責任感がとくに
強く刻印されている者たちは、処罰されることを無意識的に欲
している、刑罰を受けるようになってしまう。従って、犯
罪者は、その犯罪的複合から解放されるべく、当然に、心理分
析の形式で心理療法を受けなければならず、かくして、「処罰
に代る治療」という標語を生み出すことになる。――

「この点について、ブリガーの窃盗事件の解説は、とくに印
象的である。彼は、士官用短剣と金ぐさりの窃盗事件の心理分

析的解釈にあたり、次のような確定をなすにいたった。なお、上記の物件は、被害者——窃盗犯の友人——が一人の少女に贈ろうとしたものであった。そこで、彼は言う、「……この窃盗犯は、彼の友人とおなじようにその少女の気を魅きたいと望んでいた。彼は、その友人から能力（Potenz）を奪おうとしていた。短剣の窃盗は、友人の去勢に相当し、友人をして女性にとり欲求する価値を少なからしめるという意味をもっていた。短剣は、窃盗犯にとって、ペニスの意味形象であった。この一七歳の少年は、象徴的に、友人のペニスをわがものとしたのである。さらに、このことは、二様に動機づけられている。第一に、友人を少女の前で下落させ、価値なきものとし、不能（生理的かつ心理的意味において）にさせるべく、これを去勢し、そして、友人の感情がその友達にだけ向かうことを余儀なくさせようと欲していた。第二に、その窃盗犯は、短剣の領得により、その無意識の幻想のなかで、少女にとって友人が価値あるものとなっていた当の物件をわが身に備えておこうとしたのである。短剣の領得は、その妬ましい友人との同一化、すなわち精神的等置に奉仕していた。」……鎖も、また、直接的な性的意味を有していた。それは、窃盗犯にとって、女性の性器の象徴であり、これは、また、まぎれもなく、その夢想に由来する。」

このような仮説にたいして、わたくしは、何も言わないが、もし、人びとがただこのような方法だけで犯罪を説明しようとするならば、断然、それには反対する。けれど、人びとは、そのとき、かつて生来性犯罪者の理論を説いたあのロンブローゾの時代とまったく同じ一面的な地盤に立っていることになる。もし、刑事学者が、犯罪の現実を探索しなければならぬという自覚をもち、犯罪者とその世界の日常における現実を直接的に解説し、かつ、この現実をただ単に自分の気に合った見解だけで解説してはならないという自覚をもつならば、このような信仰告白めいた実証不可能な主張に行きつくことはありえない。

さきに、わたくしは、間領域的学問としての刑事学について、大きな可能性があることを語っただけでなく、危険があることをも語った。いまだ錯綜状態が整理されていない学問領域で研究を進め、そして、ここで、自分が直接なした調査によって進歩あらしめようとし、さらに、自分の科学、つまりわれわれのばあいには刑事学であるが、これと関係するあらゆる科学領域の仮説と成果を利用しようとすることは、たしかに、ある意味では、魅惑的である。しかし、そのばあい、人びとは、虚心で、批判的で、かつ懐疑的でなければならず、また、当該現実をとらえることを試みなければならない——しかも、それは、机上

のせつかな理論構築によらず、とくに、経験的な探求による
ところが必要ならぬであらう。さすれば、人びとは、す
ぐさま、他の科学領域に由来する仮説の修正やその犯罪への
直接的な適用が、大抵は不十分な状態にあることを、理解する
であらう。刑事学者にとって重要なことは、厳密な論述をもつ
て、理論的に、社会学者、心理学者、精神医学者などが人間の
共同生活や人間の進化に、かんし提示する主張や仮説が正しいま
たは正しくないということを論証する点にあるのではない。刑事
学者は、調査を通して、さまざまの人間の・社会的領域から諸
關係を把握することを通して、彼らの発言が実証されうるかど
うかを、批判的に検討しなければならないのである。しかし、
そのようなことは、犯罪ないし社会的事象にたいし、広く心を
ひらき、ある程度「ナイーヴな」態度をとっているときにのみ、
ありうることである。もちろん、そのばあい、それに相応する
学問領域における方法と使用可能な仮説とをよく弁えていなく
ればならない。しかし、人びとは、いまや、ただ単に社会学者、
心理学者、精神医学者として刑事学の問題を調査するのではなく、
まさに、なかんづく刑事学者として、自己の研究のために社会
学的、心理学的、精神医学的見解を吟味しつつ採用するもので
あるから、その眼は、多くの作用因子にたいし、または、個々
の事案における、また犯罪の現象または少くとも社会的に目立

つ大量現象におけるそれらの因子の意味するところをたいし、
自由でありつづけることができるであらう。さすれば、人びと
は、「フラストレーション」とか「状況的不安」とかいう言葉
をしゃべりちらすことはなく、若干の放任少年が自分と同年輩
の者たちをかりたてて騒動を起し社会を圧制するばあいにつき
正しいとされるある種の「理論」に無造作にとびつくようなこ
ともないであらう。さらに、また、われわれは、一時の時代精
神からまたは遅れをとりもどす必要から何らかの学問領域に生
ずる熱氣——われわれのばあい、戦後、まず精神分析、ついで
社会学であった——を過大評価することのないように守られて
いることになるであらう。そして、むしろ、われわれは、個々
の基礎科学の核心に接近し、その科学の限界を把握し、そして
その基体を自己の領域で利用するよう試みることになるであら
う。

以上のことから帰結されるのは、刑事学の出発点はほかなら
ぬ犯罪の現実であって、何らかの理論がそれではないというこ
とである。刑事学者は、刑法的または道德的評価にとらわれる
ことなく犯罪者に接近し、そして、理論体系的の研究に際しては、
帰納的方法をとる、換言すれば、事実調査にともなう変動のな
かで、いくつかの作業仮説を定立し、そして、次に、これらを、

あるいは更なる事実確定をとおして強固なものにし、あるいはそれと対立する仮説の非を明らかにすることによってその正しさを確証する。そのためには、数多くの個々の研究が必要であり、そして、その研究にあたり、刑事学は、心理学的、社会的、精神医学的方法、そして同時に様々な作業方法を使用するのである。

研究の手はじめに様々な方法を用いてこそよく成功しうるということは、日頃、医学とくに精神医学が示している。その領域は、——刑事学のそれと同様に——厳格な自然科学的方法、様々な所見、実験の方法ならびに技術、事象にたいする説明および了解、社会心理学的、社会病理学的調査にまで及ぶ。このような仕方では、諸関係が認識され、診断が下される。もとより、かかる治療方法を安易に刑事学的手続と等置することは許されないし、また、犯罪を病氣とみとめることを許さぬこと、もちろんである。

しかし、心理学者が、その診断を、例えば、もっぱら気質のうえに立てようとするとき、大抵誤まった帰結にゆきつくのごとく、ただ単に心理学的な、またはただ単に社会学的な視点で犯罪を取り扱おうとする刑事学者も、事情によっては、犯罪の現実を看過してしまうことになるであらう。もちろん、われわれは、最後には諸関係を発見すべく、たえず部分的様相を

経験的研究のかたちで調査しなければならない。全体としての人間は、およそ哲学的考察の対象ではありうるが、経験的研究の対象ではありえない。しかし、また、まさにそれ故に、人びとは、この部分的様相は犯罪の現実の一側面にすぎないことを意識しつづけるなければならない。そして、それを一般化するようなことがあつてはならないのである。

さらに、われわれは、いまひとつの重要な事実を明確に弁えていなければならない。すなわち、それは、精神医学そのものの、心理学そのものの、社会学そのものなどはおよそ存在せず、これらの学問分野のいずれも学派をもち、学説をもっているということであつて、その点は、われわれが、生活の現実はつねに部分領域しか解らぬものであり、それすらも、様々な色調を示すのではないかという疑問をもちさえすれば、容易に理解しうるところであらう。そのことは、ある意味では、刑事学についてもあてはまる。それ故、人びとといつの日か経験科学的視点から犯罪者ないし犯罪自体にかなする決定的な形象を描くことができるなどと信ずるのは、全く愚かしいことである。そのような理論があるとしたところで、それは、あまりにも包括的で、結局のところ何事も語っていないか、さもないければ、あまりに一面的で、おそらくそれを社会学的なもの、構造生物学的なもの

のなどとみることとはできるとしても、刑事学的なものとみることとはできないであろう。それ故、法に背反する人格にかんするこの種の発言があつたならば、われわれは、当該研究者自身がそもそも刑事学者として直接犯罪者の研究を遂行したのかどうかを疑うことになるであろう。

さて、ところで、既述の併列的な、またまさに相互浸透的な研究は、種々の専門分野から選考された刑事学者が代表として参加する相応のチームによってのみ可能である。そして、そのばあいでも、既得の個々の要因を質的に評価するのみならず量的に評価すること、換言すれば、その重要さを計ることは、さこぶる困難であり、また、問題を生ずる。しかし、だからといって、個々の研究者または研究者グループがその能力をもってしては刑事学の部分領域しか取り扱うことができないという理由で、彼等を排斥しなければならぬとする趣旨ではない。そのようなばあいにも、否、むしろ、部分領域にししか関係しない研究をはじめればあいにこそ、人びとは、既得の学説から自由な立場にたち、かかる指導理念の地盤で、研究対象にたいする虚心な考察方法を失うことのないよう、心しなければならぬであらう。例えば、破壊家庭や欠損家庭が少年犯罪の原因そのものであるという仮定のもとで、研究に際したえずそのような視

点を念頭におき、そして、おそらくはそれよりも重要な他の要因をみることを怠るならば、それは、まさに、デレクタンチズムとも言うべきものであらう。これとは逆に、たえず主張されてはいるが確証されていないかかる仮説を批判的に検討するのであれば、わずかなりとも、もっとも早い仕方、真理に近づいてゆくことになるであらう。

このばあい、犯罪の現実のどの点をとりあげるか、そして、どのようにしてこれを始めるかは、重要でない。重要なのは、むしろ、最初に自分のとるべき方法についてよく考え、そして、後に研究成果を発表するばあいに方法論上の手続のことを正確に叙述して、他の研究者があるいは再検討をなし、あるいは自己の成果と比較し、さらに発展をもたらすことができるようにしておくことである。科学的な刑事学的研究における道具主義の支配は、このばあい、自明の前提ではあるが、この点は、しばしば軽率にも看過されているところである。学問上、または実務上、犯罪者にかかわりがあるからといって、ただそれだけで、人びとが刑事学者になるわけのものではない。まさに、刑事学のような科学にあつては、現実の事柄を知ることもなく多くを語る危険がとくに大きい。真摯な科学者の著しい特徴、それは、自己の学問領域の限界、およびその専門的・方法論的限界を知り、そして、その限界を超えないということである。

できるだけ多くの研究者を刑事学に専一させ、彼等が刑事学者としてその研究をすすめ、いまや「刑事学において」何事もなしえない法律家、社会学者、心理学者などとしてそれをするのではないよう努力が為されるとしても、わたしは、また、とくに、刑事学はやはり社会に適應しない者や犯罪者にたいする特殊な精神医学的、社会学的、法律学的研究に頼らざるをえないということをも、注意しておきたいと思う。そこで、刑事学は、——このばあい、まずもって、いわば手形交換所として——、それらの部門から集められた知識を刑事学という一つの全体に構成し、かくして、その知識を自己の更なる研究に利用しなければならぬ。——さらに、また、実務家であっても、上に述べた制約のもとで、刑事学的研究に干与することは可能であるが、ただ、そのばあい、彼のとるべき方法は、しばしば公表されている一般原則と事情によつては異なる結果になりうる自分の観察結果を記録し、かつこれを報告するという仕方である。

すでに繰り返し強調したごとく、われわれは、諸関係の研究において、犯罪者にかんする刑法的または道德的価値判断から自由な立場になければならない。ここでも、また、刑事学者は、良き医師またはとくに良き裁判官のような状況におかれる。医師は、診断をくだすばあいには、予断をいだくことなく、個々

の要因をとりあげ、そしてそれらを綜合し、その際、内面的、人間的なかわりをもたず、または決めてかかることをせず、かくして、最後に診断をくだすのである。裁判官は、事実の確定のばあい、せつかな評価から自由な立場に身をおかなければならず、予断をもつて証拠調にとりかかることは許されない。もし、医師や裁判官が、そのような原則を保持することなく、また、診断ないし証拠調においてあらゆる方法を尽くさなかったならば、医師はその診断で、裁判官はその証拠調で、いともやすやすと途をふみあやまり、誤診や誤判におちいることであろう。刑事学者のばあいにも、事情はこれと変らない。もし、彼が、最初から、犯罪者において生来的に反社会的な人間、または、種々の事情にめぐまれなかったため損なわれてしまった人間をみるならば、また、彼が、社会において真に犯罪的なものをたずね、または、子供に充分のあいだ乳を与えず、十分な愛情をこれに注がなかった母親においてそれをたずねるとするならば、人びとがその刑事学者を、またその結論を真面目にうけとらないとしても、別に驚くにはあたらないであろう。もし、彼が無援の状態におちいるまいとするならば、予断をいだくことなく、犯罪をとりあつかわなければならぬ。

われわれが、行刑における犯罪者の実践的「処遇」を刑事学

に数えるとすれば、もちろん、応用刑事学のなかにも、まさに評価を用いて活動する領域、すなわち、犯罪者と関係を持つときその者に科された制裁の範囲内で活動する領域が存在することになる。ここでは、われわれは、終始、「責任」、「価値形象」、「良い」、「悪い」などの概念を使用し、これらを教育学的に考慮する。制裁の実践の範囲におけるこの応用刑事学は、医師の治療に相応する。そして、ここでも、また、われわれは、医学と平行係にある。いかに高価な薬品でも、診断が為されず、その薬品にたいする処方が与えられなかったならば、何の役にも立たない。それと同様に、いかによく考えられた犯罪対策または予防策であっても、犯罪者と犯罪がおかれている諸関係をあらかじめ批判的に検討せず、当該事案にあつてそもそも再社会化は可能であるかどうか、また、このばあい、いかにこれに遇すべきか、また、事情のいかんによつては他にとるべき制裁にかんし決定をなしておくことがなかったならば、失敗に帰するほかはないであらう。このような観点で法侵害者の処遇を考えるものは、再社会化の問題がいかに未解決のものであるか（取り扱いがむずかしいものであるか）、そして、集約的・実践的な執行方法の研究がいかに必要であるかをよく弁えている。このばあい、「処罰にかわる治療」とか、「両親の責任」とか、「社会の拒絶」とかという響の美しい言葉をもつてするだけでは、

先に進むことができない。

わたくしの報告の範囲を逸脱しないよう、ここでは、処遇研究のことにはこれ以上たち入らないが、刑事政策にたいする関係を若干述べておく。刑事学と刑事政策とはその出発点から異なるにもかかわらず、しばしば、これらは一つの壺に入れられている。刑事学的研究は、まさに評価ということから自由でなければならぬにたいし、実践的刑事政策の大部分は、価値に拘束されている。刑事学者にとつて、同性愛の刑法的無価値は関係ないが、刑事学者は、同性愛にいたつた諸事情について問を發する、そして、その諸事情は刑事政策家に説明され、刑事政策家は、いかにその可罰性を遇するかについて考量し、そしてそのことに責任を負わなければならない。疑もなく、刑事学的知識は、刑事政策の、そしてそれ故に刑法改正の不可欠の条件である。しかし、刑事学がその事実研究の成果として提供するところのものは、認識されたものたるべく、告白されたものであつてはならないであらう。このような視角から刑事学的研究成果をみるとき、その提供するところのものが、いまだ、刑法の全面改正を支えうるほどに十分ではないことを認めざるをえない。長期にわたる厳密な研究の結果いかに大きな要請——科学的に基礎づけられた要請——があろうとも、それは問

題ではない。人間にかんする他の経験的諸科学のばあいと同様に、われわれは、進歩ということにかかわる将来の学問的研究で、刑事学が提供しうる以上のものを要求することはできないであらう。それにもかかわらず、所期の研究、とくに当該研究課題によって刺激されたそれによって、すくなくとも、犯罪の現実にかんし、より広い知識を獲得しうるよう、人びとは、やはり、全面的改正を期待すべきであると考ええる。まさに刑事政策において、人びとは、伝来的な、しばしば現実とは無縁な世界観によって色づけられた価値設定に無理に固執し、経験的研究が拠りどころをなくするような価値設定を導入することのないよう、警戒しなければならぬであらう。

最後に、大学政策および職業政策の問題にごく簡単にふれておこう。これは、新しい科学領域を前進せしめようとするばかり、とくに刑事学のように包括的な科学領域が問題となるばかりに、発生する。思うに、刑事学ほど多面的な仕方では人間およびその社会的関係をとりあつかう科学領域は存在しない。しかし、まさに、それ故に、刑事学は、人間および社会にかんする他の諸科学と密接な関係をもたなければならず、かくて、刑事学はそれらの科学から刺激をうけとり、そして、刑事学の側からもそれに固有の知識を与え返し、それらの科学を総りあら

しめることになる。そのようなわけで、刑事学の講座の担当者は、制度化されている学部でも、法学部にのみならず、刑事学の基礎科学に数えられる新・旧学部ないし学科、なかんずく精神医学、心理学、社会学のそれらにも、所属すべきものである。かかる平面的な内部浸透は、研究上必要な立体的な内部浸透のためにも望ましく、かつ推められるべきものと考えられる。

〔われわれは、今日、法学部に、専らまたは主として刑事学を講ずる四つの講座（および法律的アクセントをも附随的にもつ一つの刑事学の講座）を持っているが、刑事学をも同時に講ずる若干の刑法の講座もこれに加わる。そのほかに、わたくしの知るところでは、法廷精神医学ないし法廷および社会精神医学のための二つの講座が、医学部に設けられている。この二つの講座のばあいには、その担当者がそれを現実に刑事学的なものにするか、それとも、特殊な精神医学の講座たるにとどめることになるか、待たれている状態にある。法廷精神医学は、科学として、元来、精神異常者を取り扱うもので、それ自体としては、刑事学とごくわずかの関係をもつにすぎないが、しかし、人間にかんする経験的諸科学から学者たちが刑事学に合流し、しかも——すでに述べたごとく——ただ単に精神医学者、心理学者などとして刑事学に干与するのでなく、精神医学、社会学などから出た刑事学者としてこれに加わり、その刑事学的学問

を間領域的な、複合した、単に精神医学的、心理学的、社会学的なものでない科学として捉えるならば、そこで、刑事学に最高の利益を与えることになるであろう。」

この關係で、さらに、刑事学者の職務、すなわち、ありうべき研究課程と教育計画の問題を提起しておこう。われわれが、刑事学を間領域的な、複合的な科学としてとらえ、刑事学はその多面的な考察方法の故に他の学問領域に例をみないほど包括的に社会にある人間を経験的視点でとらえるものだという見解をとるかぎり、論理必然的に、社会の領域に存するなにかの犯罪的要素を知るために、刑事学はあらゆる社会的職務において学ばれるよう努められなければならない、とすることになるであろう。刑事学は、諸關係の研究だけでは満足せず、実践的な制裁の研究、犯罪者の実践的処遇などをも包括する——刑事学がもしこれをしないとすれば、病気の診断と病理学には関心を寄せるが病気の治療には関心をもちない医師のようなことになる——ものであるとすれば、刑事学は、なにかの仕方で犯罪対策と關係する者たちの教育のために配慮されなければならないであろう。それは、警察官にはじまり、検察官、裁判官を越えて、行刑、試験、再社会化などにたずさわる諸領域にまで及ぶ。それ故、施設的全職員、さらにはそれを越えて行刑官や

管理職にある者たちすべてに刑事学の教育をほどこすことを別にしては、有意義な行刑がやがて行なわれるようになるであろうなどと考えることはできない。看守にたいする教育は、施設の長、裁判官、上級の行政官にたいする教育と異なるものとなること、もちろんである。

これらの要請の実現は、たしかに、いまだ遙かかなたことではあるが、この課題は、やがてわれわれの切実な問題となり、回避することを許さないものとなるであろう。いかなる形式でこの教育が行なわれるべきか、一つのコースとすべきか、それとも比較的長期の教課とすべきか、ここでは、未解決の問題として残しておくことにしよう。適当な教育機関もなく、十分に資格ある教官も持たない以上、われわれの要請は、留保されざるを得ない。

このような展望をここで提示したのは、いまわれわれに何が期待されており、そして、まだわれわれが発点にあるにすぎないのだということを示すためにほかならない。さしあたり、われわれは、経験科学に向けられている既存の制度から、固有の比較的せまい範囲で集团的に教育することからはじめ、そして、一定の教育方法の制度化の形式については、それ相応の実践がなされ、その正しさが明らかになったとき初めて、考える

べきことであろう。まさに、ここにおいて、われわれは、実践家でなければならぬ。しかし、大学教育を受けた行刑官に広汎な刑事学的知識を要求し、将来この地位につくものの採用にあたりこの点を考慮するということは、緊急の要事であるといつてよいであらう。

わたくしは、刑事学の位置が諸科学の内部にあって間領域的な科学領域であることを示し、さらに、その対象、その研究方法、きたるべき要請を示すことを試みた。——刑事学が（ドイツにおいて）このようなきわめて広汎な、困難な課題を果すことができるかどうか、いまだ見通しはついていない。それは、なかんずく、刑事学の学問と実践に当る者たちのいかにかかっている。その者たちとは、法律家、精神医学者、心理学者、社会学者、ソーシャル・ワーカーなどを意味するばかりでなく、さらに様々の地位にある行政官、立法者、そして、なかんずく、社会それ自身を意味するのである。

〔解説〕

上記の講演資料は、昭和四二年四月一九日、早稲田大学比較法研究所主催で開かれたゲッピンガー教授の講演原稿の全訳である。時間的制約もあって、講演にさいしてその一部は省略されたが、ここでは、その部分も訳出し、これを括弧に入れて表

示した。

ゲッピンガー教授は、現在、チュービンゲン大学において刑事学を講じ、ドイツにおけるこの学問分野でもっともきわだった研究をもっている学者の一人である。われわれは、つとに斉藤金作教授のもとで、その就任講演「刑事学の現状」（Die gegenwärtige Situation der Kriminologie, 1964）を読み、ゲッピンガー教授の刑事学にかんする考え方についてあらかじめ知るところがあったが、思索的な理論体系の構築を重んずる印象を与えるドイツにあって、このような実践的な刑事学者の発言のあることに一種の驚きを感じたことであつた。とくに、本講演に先立ち、四月七日、第三四回日本刑法学会でその講演があり、引き続き行なわれた分科会において同教授のチュービンゲン大学刑事学研究所における研究活動の状況を知ることができたが、そこでは、まさに本講演にみられる刑事学の趣旨がとくに州政府の協力を得て現実を生かされようとしている。

ゲッピンガー教授によれば、刑事学は経験科学であり、間領域的科学である（この間領域的〈*interdisziplinär*〉という訳語は、いかにも言として不完全であるが、他に適当な用語がみあたらずに、仮りに採用した）。刑事学は、人びとが刑事学者として心理学的、精神医学的、社会学的などの方法を用いた研究を進めるところに成り立ち、心理学者、精神医学者、社

会学者などとして、刑事学的な研究をするところに成り立つものではないとする。その意味では、現在、わが国に、真に刑事学の名に価する研究状況がみられるかどうか疑問があるということになる。おそらく、わが国の法務総合研究所は同様の意図で設立されたものであろうが、四月二二日、上智大学でゲッピンガー教授を招いて開かれた刑事学研究会における印象では、同教授自身、その活動状況をかならずしも満足すべきものとは見ていなかったように思われる。

刑事政策を研究しているものとして、ゲッピンガー教授の見解には学ぶべきところが多い。わが国では、刑事学というとき、そこで犯罪原因、犯罪現象、犯罪対策にかんする学問という広義の理解が採られることもあるが、犯罪原因および犯罪現象にかんする学問という狭い意味が理解されることもある。ゲッピンガー教授の用語法によれば、おそらく、後者が固有の意義における刑事学であり、犯罪対策の研究、少なくともその一部は、応用刑事学 (angewandte Kriminologie) ということになるであろう。しかし、この応用刑事学が刑事学の一分野を占めるとすることには、疑問がなければならなかったはずである。それは、刑事学の応用という実践的活動の領域に属し、もはや刑事学の方法論をもってしては学問的に捉えることのできない性格のことからである。——われわれは、これを、刑事政策の一

場面とみている。

われわれの理解するところによれば、刑事政策とは、犯罪防圧を目的とする組織的な国家活動の総体であり、それは一方において制度に化体し、他方において個々の活動として発現する。さしあたり、応用刑事学は後者に属する。そして、われわれは、この刑事政策を対象として独立の学問領域を構成しうるのではないかと考えている。

いづれにせよ、刑事学の性格を明確にすることは、将来における刑事学の発展のためにも、また、刑法学という事実上方法的に混沌とした学問領域を整理するためにも、まことに有意義であると考えられる。